

議案第201号

指定管理者の指定について（大阪市立浪速スポーツセンター及び
大阪市立浪速屋内プール）

大阪市立浪速スポーツセンター及び大阪市立浪速屋内プールについて、次のとおり指定管理者を指定する。

1 指定管理者

大阪府高槻市朝日町1番5号

明治スポーツ・セントラルスポーツグループ

構成員 株式会社 明治スポーツプラザ

セントラルスポーツ株式会社

2 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

浪速スポーツセンター及び浪速屋内プールについて指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

地方自治法（抄）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 省 略

2 省 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 省 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 - 11 省 略